

# 平成22年度 大東市教育委員会 4月臨時会 会議録

## 1. 開催年月日

平成22年4月26日（月） 午後2時00分～午後2時15分

## 2. 開催場所

大東市民会館5階 教育委員会会議室

## 3. 出席者（5名）

- ・教育委員長 田中 美穂
- ・教育委員長職務代理者 小南 市雄
- ・教育委員 小倉 秀夫
- ・教育委員 金林 良子
- ・教育長 中口 馨

## 4. 出席説明員（14名）

- ・学校教育部長 中岡 亘
- ・学校教育部指導監兼教育研究所長 山本 克
- ・生涯学習部長 亀岡 治義
- ・学校教育部総括次長兼教育政策室長 大西 秀信
- ・生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 中田 のぶ子
- ・学校教育部教育政策室課長 渡部 直実
- ・学校教育部教育政策室課長 品川 知寛
- ・学校教育部教育研究所総括参事兼主任  
研究員 武内 秀人
- ・学校教育部教育政策室課長参事 植木 眞一郎
- ・学校教育部教育政策室課長参事 橋本 芳登
- ・学校教育部教育政策室課長参事  
兼北条青少年教育センター所長 辻岡 博
- ・学校教育部教育政策室野崎青少年  
教育センター所長代理兼上席主査 尾崎 光洋
- ・生涯学習部スポーツ振興課長 植田 栄一
- ・学校教育部教育政策室上席主査 佐々木 由美

## 5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教委議案第14号  
大東市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について

## 6. 議案書

教委議案第14号

大東市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について

大東市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について、次のとおり  
制定し、大東市第2回6月定例会に上程する。

平成22年4月26日提出

大東市教育委員会  
教育長 中 口 馨

理 由

大東市立小・中学校設置条例について、統合新校の名称が選定されたこと  
に伴い、所要の改正を行うとともに各学校の位置を住居表示に訂正するため。

【資 料】

大東市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例（案）

平成22年6月 日  
条 例 第 号

大東市立小・中学校設置条例（昭和39年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 および別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
大東市立南郷小学校	大東市太子田一丁目12番38号
大東市立住道北小学校	大東市浜町2番12号
大東市立住道南小学校	大東市末広町16番1号
大東市立四条小学校	大東市野崎四丁目6番1号
大東市立四条北小学校	大東市西楠の里町14番1号
大東市立深野小学校	大東市深野四丁目15番1号
大東市立北条小学校	大東市北条六丁目11番1号
大東市立氷野小学校	大東市大東町9番1号
大東市立泉小学校	大東市泉町一丁目3番1号
大東市立諸福小学校	大東市諸福一丁目2番2号
大東市立北条西小学校	大東市北条一丁目16番16号
大東市立灰塚小学校	大東市灰塚一丁目3番1号
大東市立深野北小学校	大東市深野三丁目28番3号
大東市立三箇小学校	大東市三箇一丁目23番1号

別表第2（第2条関係）

名 称	位 置
大東市立南郷中学校	大東市赤井三丁目15番3号
大東市立住道中学校	大東市末広町17番1号
大東市立四条中学校	大東市寺川二丁目7番1号
大東市立深野中学校	大東市深野北一丁目15番1号
大東市立北条中学校	大東市北条二丁目19番30号
大東市立谷川中学校	大東市谷川二丁目6番1号
大東市立諸福中学校	大東市諸福五丁目11番1号
大東市立大東中学校	大東市朋来一丁目30番1号

主要改正点

平成22年3月8日付け大東市立統合準備委員会において新校の名称が「大東市立四条小学校」と選定され、平成23年4月1日から施行されることに伴い、条例中別表1中の学校名を改正するとともに別表第1および別表第2中の各学校の位置を住居表示に訂正を行うもの。

大東市立小・中学校設置条例 新旧対照表

新		旧	
別表第1		別表第1	
大東市立 南郷小学校	大東市太子田一丁目 <u>1</u> <u>2番38号</u>	大東市立 南郷小学校	大東市太子田一丁目 <u>107番地</u>
大東市立 住道北小学校	大東市浜町 <u>2番12号</u>	大東市立 住道北小学校	大東市浜町 <u>23番地</u>
大東市立 住道南小学校	大東市末広町 <u>16番1</u> <u>号</u>	大東市立 住道南小学校	大東市末広町 <u>996</u> <u>番地の7</u>
大東市立 四条小学校	大東市野崎四丁目 <u>6番</u> <u>1号</u>	大東市立 四条小学校	大東市野崎三丁目 <u>1</u> <u>01番地の1</u>

大東市立 四条北小学校	大東市西楠の里町 <u>1 4</u> 番 <u>1</u> 号
大東市立 深野小学校	大東市深野四丁目 <u>1 5</u> 番 <u>1</u> 号
大東市立 北条小学校	大東市北条六丁目 <u>1 1</u> 番 <u>1</u> 号
大東市立 氷野小学校	大東市大東町 <u>9</u> 番 <u>1</u> 号
大東市立 泉小学校	大東市泉町一丁目 <u>3</u> 番 <u>1</u> 号
大東市立 諸福小学校	大東市諸福一丁目 <u>2</u> 番 <u>2</u> 号
大東市立 北条西小学校	大東市北条一丁目 <u>1 6</u> 番 <u>1 6</u> 号
大東市立 灰塚小学校	大東市灰塚一丁目 <u>3</u> 番 <u>1</u> 号
大東市立 深野北小学校	大東市深野三丁目 <u>2 8</u> 番 <u>3</u> 号
大東市立 三箇小学校	大東市三箇一丁目 <u>2 3</u> 番 <u>1</u> 号

大東市立 四条北小学校	大東市西楠の里町 <u>3</u> <u>6 2</u> 番地
大東市立 深野小学校	大東市深野四丁目 <u>2</u> <u>9 0</u> 番地の <u>2</u>
大東市立 北条小学校	大東市北条六丁目 <u>1</u> <u>4 1 4</u> 番地
大東市立 氷野小学校	大東市大東町 <u>1 0 1</u> 番地
大東市立 泉小学校	大東市泉町一丁目 <u>2</u> <u>4 6</u> 番地の <u>3</u>
大東市立 諸福小学校	大東市諸福一丁目 <u>1</u> <u>0</u> 番地
大東市立 北条西小学校	大東市北条一丁目 <u>1</u> <u>0 4 9</u> 番地の <u>1</u>
大東市立 四条南小学校	大東市野崎四丁目 <u>2</u> <u>0 6</u> 番地の <u>1</u>
大東市立 灰塚小学校	大東市灰塚一丁目 <u>3</u> <u>1</u> 番地
大東市立 深野北小学校	大東市深野三丁目 <u>6</u> <u>4</u> 番地の <u>5</u>
大東市立 三箇小学校	大東市三箇一丁目 <u>2</u> <u>2 2</u> 番地の <u>1</u>

### 別表第 2

大東市立 南郷中学校	大東市赤井 <u>3</u> 丁目 <u>1 5</u> 番 <u>3</u> 号
大東市立 住道中学校	大東市末広町 <u>1 7</u> 番 <u>1</u> 号
大東市立 四条中学校	大東市寺川 <u>2</u> 丁目 <u>7</u> 番 <u>1</u> 号
大東市立 深野中学校	大東市深野北一丁目 <u>1</u> <u>5</u> 番 <u>1</u> 号
大東市立 北条中学校	大東市北条 <u>2</u> 丁目 <u>1 9</u> 番 <u>3 0</u> 号
大東市立 谷川中学校	大東市谷川 <u>2</u> 丁目 <u>6</u> 番 <u>1</u> 号
大東市立 諸福中学校	大東市諸福 <u>5</u> 丁目 <u>1 1</u> 番 <u>1</u> 号

### 別表第 2

大東市立 南郷中学校	大東市赤井 <u>3</u> 丁目 <u>2</u> <u>3</u> 番地
大東市立 住道中学校	大東市末広町 <u>1 0 7</u> <u>0</u> 番地
大東市立 四条中学校	大東市寺川 <u>2</u> 丁目 <u>5</u> <u>4 0</u> 番地
大東市立 深野中学校	大東市深野北 <u>1</u> 丁目 <u>1 3 1</u> 番地の <u>1</u>
大東市立 北条中学校	大東市北条 <u>2</u> 丁目 <u>8</u> <u>8 1</u> 番地
大東市立 谷川中学校	大東市谷川 <u>2</u> 丁目 <u>7</u> <u>5</u> 番地
大東市立 諸福中学校	大東市諸福 <u>5</u> 丁目 <u>3</u> <u>1 2</u> 番地

大東市立  
大東中学校

大東市朋来一丁目30  
番1号

大東市立  
大東中学校

大東市朋来1丁目1  
番地の9

## 付則

この条例は、平成23年4月1日から  
施行する。

## 6. 会議録

田中委員長

本日は4月の臨時会でございます。臨時会に先立ちまして、本日の出席状況について報告を求めます。

中岡部長

出席委員について報告いたします。本日の出席委員は5名全員でございます。

田中委員長

報告のとおり、定足数に達していますので、ただ今から平成22年大東市教育委員会4月臨時会を開会いたします。日程第1、本日の定例会の会議録署名委員指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第6条第2項の規定により、委員長において「小南委員」を指名いたします。

品川課長

日程第2、教委議案第14号「大東市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について」提案者の説明を求めます。教委議案14号 大東市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をさせていただきます。大東市立小・中学校設置条例につきまして、統合新校の名称が「四条小学校」と選定され、承認されましたことに伴いまして、所要の改正を行いますとともに今まで各学校の位置表示につきまして旧地番表示であるものを住居表示に訂正するものでございます。統合新校の学校名でございますが、昨年の5月26日を第1回と致しまして月1回定例的に統合準備委員会を開催し、校名につきましても活発な議論・検討

を重ね、平成22年1月26日開催の第9回統合準備委員会におきまして「四条小学校」と決定いたしました。選考の経過でございますが、まず、児童、保護者、OBの方々や学校関係者の方々の意見を広く取り入れる必要があるということで公募による選考と決定をされ、その結果62枚ものご応募がございました。その中から、候補と致しまして「四条小学校」、「四条南小学校」、「四条中央小学校」、「新四条小学校」「新生四条小学校」の5つの校名に絞りまして、最終的に平成22年1月26日開催の第9回統合準備委員会で「四条小学校」と決定、承認され、3月に教育委員会に報告がなされております。資料の「新旧対照表」をご覧ください。大東市立小・中学校設置条例につきまして、所要の改正を行うものとしまして「四条南小学校」の欄を削除し、旧の四条小学校の住所を四条南小学校の住所に変更するものがございます。また、現在の大東市立小・中学校設置条例におきまして、各学校の位置が現在の住居表示となっておりますので、実情にあわせるための訂正を今回同時に行うものがございます。また、大東市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、平成22年第2回大東市議会定例会に上程する予定でございます。以上でございます。何卒よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いいたします。

田中委員長

ご質問・意見等ありませんか。

・・・・・・・・質問、意見等なし・・・・・・・・

それでは採決を取らせていただきます。「大東市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について」について、賛成の方は挙手をお願い致します。

— 全員、挙手 —

ただ今提案のあった議案については、全員一致により原案のとおり可決いたします。以上で議案については終了いたしました。

4月の教育委員会臨時会は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

平成22年 月 日

田中委員長

小南委員